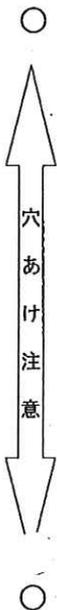


政務活動費領収書台帳

会派名 民成クラブ	氏名 小坂井和夫	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 1-3
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 ガソリン代	政務活動費充当金額 5,526.- 円	R5	精算年月日 . 4 . 28	

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの




 水坂井和夫
納品書
(領収書)

有限会社粉川石油
 高見町SS
 新潟県長岡市高見町3602
 TEL:0258-24-8148

2023/04/13(木)12:24 2023/04/13
 $X \frac{1}{4} = 1,461.-$

ミツバシUPJエヌ 様
 XXXXXXXXXXXX 15356
 売上 一般クレジット

1924 000120	外
レギュラーガソリン	¥1771
11.50L,コ @154 L-1N-1	
(内ガソリン税 @53.8	¥619)
外税消費税等	¥177
合計	¥1,948


 水坂井和夫
納品書
(領収書)

<<再発行>>
 有限会社粉川石油
 高見町SS
 新潟県長岡市高見町3602
 TEL:0258-24-8148

2023/04/18(火)06:35 2023/04/18
 $X \frac{3}{4} = 4,065.-$

ミツバシUPJエヌ 様
 XXXXXXXXXXXX 15356
 売上 一般クレジット

2307 000120	外
レギュラーガソリン	¥4928
32.00L,コ @154 L-1N-1	
(内ガソリン税 @53.8	¥1722)
外税消費税等	¥493
合計	¥5,421

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 民成クラブ	氏名 小坂井和夫	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 1-8
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 会費	政務活動費充当金額 2,083 円	精算年月日 R5.4.28		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

令和5年4月分のみ充当。なお、領収証原本は、民成クラブ令和4年度領収書台帳に保存

25,000円×1/12≒2,083.33 2,083円充当

穴あけ注意

領収証

小坂井 和夫 様 No. 22563

★ 725,000.-

但 令和4年度士会費と12

令和4年8月19日 上記正に領収いたしました

収入 印 紙	内 訳
	税抜金額
	消費税額等(%)

コクヨ ウケ-107

〒940-0084 長岡市幸町3丁目6番29号

新潟県建築士会長岡支部

TEL 0258-32-8992

FAX 0258-37-4611



※書類は、重ならないように貼付すること。

新潟県建築士会長岡支部規定

(名 称)

第 1 条 この会は「新潟県建築士会 長岡支部（以下支部という）」と称する。

(事業所の所在地)

第 2 条 支部の事務所は、長岡市幸町3丁目6番2.9号長岡建築合同事務所内に置く。

(地 域)

第 3 条 支部の地域は次の通りとする。

長岡市

見附市

(事 業)

第 4 条 一般社団法人 新潟県建築士会の定款で定めた目的による事業のほか、支部は次の事業を行う。

1. 事業年度をその年の6月1日から翌年5月31日までとする。
2. 一般社団法人 新潟県建築士会の行う事業への協力
3. 支部会員相互の親睦及び交流を図るための施策
4. 支部会員の知識並びに品位の向上を図るための施策
5. 地域社会の建築への関心を喚起し、併せて建築物の質の向上を図るための施策
6. その他一般社団法人 新潟県建築士会の目的達成のために必要な諸施策

(役員構成及び選任方法)

第 5 条 支部に次の役員を置く

1. 支部長 1名
2. 副支部長 3名
3. 代表地区長 1名
4. 会計 1名
5. 理事 27名程度（支部長・副支部長・代表地区長・会計を含む）
6. 監事 2名

2 支部は、顧問、相談役、及び参与を置くことができる。

第 6 条 役員は総会において選任する。

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第 7 条 支部長は支部を代表し、会務を総理する。

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故等あるときは、支部長の職務を代行する。

3 代表地区長は支部長を補佐し地区長を統括する。なお代表地区長の選出は地区長の互選に
もとづき、支部長の推薦とする。

4 地区長は代表地区長を補佐し、各地域の代表として、各地区と支部全体の業務活動に支障

をきたさぬよう、会員の意向調整に努め、円滑な運営を任とする。地区長の選出は班長等の互選にもとづき、支部長の推薦とする。

5 理事は会務の執行を補佐し、支部長の指示により会務の一部を分担することができる。

6 監事は、会計監査の任にあたる。

第 8 条 顧問、相談役は重要会務について支部長の諮問に応ずる。

2 参与は、理事会に出席して意見を述べるができる。

(会 議)

第 9 条 会議は総会及び理事会とし、総会は通常総会年1回と、臨時総会とする。

2 総会は会員を以って、理事会は理事を以って構成し、支部長が招集し出席者の中から議長を選出する。

3 通常総会は毎年事業年度終了後60日以内に開催し、臨時総会は次の場合に開催する。

(1) 理事会から事項を示して、開催の要求があったとき

(2) 会員の3分の1から目的を示して開催の要求があったとき

4 総会は3分の1以上(委任状を含む)の出席をもって成立し、理事会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

5 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。

第 10 条 総会は次の事項を議決する。

(1) 決算の認定及び予算の議決

(2) 事業報告の承認及び事業計画の決定

(2) その他支部運営に関する基本的な事項

2 理事会は、次の事項を決定する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他会務の執行に関する事項

第 11 条 地区並びに支部全体の円滑な活動を図る為、地区調整は代表地区長が統括する。

イ 支部活動の円滑を図る為、地域内に班を設置し、各班にそれぞれ班長を選任する。

ロ 会費の徴収、刊行物の配布、その他連絡事項の伝達に関する事項。

ハ 地区会員の意見徴収、活動への参加及び状況の伝達に関する事項。

第 12 条 支部は事業の円滑な運営を図る為、次の委員会を置く。

(1) 総務委員会

(2) 組織委員会

(3) 技術委員会

(4) 事業委員会

(5) 青年委員会

(6) 女性委員会

委員会に関し必要な事項は、理事会に図って支部長が定める

2 各委員会の分掌事項は次のとおりとする。

(1) 総務委員会

- イ 支部活動の企画と運営及び各委員会の調整並びに財政対策に関する事項
- ロ 事務局に冠する諸事項（文書、関連図書等の販売）
- ハ 関係団体等との協力推進について
- ニ 慶弔及び規定等の変更業務について
- ホ 全国大会及び各種会議の主体的支援
- ヘ その他の委員会に属さない事項（建築士の日開催）

(2) 組織委員会

- イ 名簿の整備及び機関紙、会報等の刊行
- ロ 出版物の刊行、広報に関する事項
- ハ 会員拡大及び会員の入退会に関する事項
- ニ 一、二級、木造建築士合格祝賀会の開催
- ホ CPDに関する事項
- ヘ その他、会の活動目的達成に必要な事項

(3) 技術委員会

- イ 建築技術の研究、知識の向上普及を図る為の施策及び教育指導、紹介等に関する事項
- ロ その他、会の活動目的達成に必要な事項

(4) 事業委員会

- イ 地域貢献に関する事項
- ロ 福利厚生に関する事項
- ハ その他、会の活動目的達成に必要な事項

(5) 青年委員会

- イ 委員会活動目的達成のために必要な事項
- ロ その他、会の活動目的達成に必要な事項

(6) 女性委員会

- イ 女性建築士に関する事項
- ロ その他、会の活動目的達成に必要な事項

(雑 則)

第 13 条 支部の事務を処理する為事務局に職員を置く。

職員の任免及び人事に関する事項並びに給料等については、支部長が定める。

第 14 条 旅費規程、慶弔規定、表彰規定は、別に理事会の議を経て支部長が定める。

(付 則)

この規定は、平成22年5月14日より施行する。

政務活動費領収書台帳

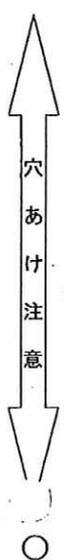
会派名 民成クラブ	氏名 小坂井和夫	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 1-9
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 会費	政務活動費充当金額 333 円	精算年月日 25.4.28		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

令和5年4月分のみ充当。なお、支払明細書原本は、民成クラブ令和4年度領収書台帳に保存

$2,000円 \times 1/6 \approx 333.33$ 333円充当



ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
05-01-17	12520	A93180005
取扱店	けかオカカ	
払込口座	00510-7	67083
払込金額	*2,000	料金 *262
		振替受付票
051017 67083 女のスペースがおか 2000		払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)
入金額	*2,265	
おつり	*3	
とっても便利!安心!オトク! ゆうちょデビット 新登場!		

印紙税申告納付につき翔町税務署承認済

※書類は、重ならないように貼付すること。

女のスペース・ながおか定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人女のスペース・ながおかという。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、事務所を長岡市に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第3条 本会は、女性と子どもの人権確立のため、あらゆる暴力の根絶を目指し、女性の自立に向けた相談・支援活動及び啓発活動を行うとともに、男女平等社会の形成に寄与する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(事 業)

第5条 本会は、その目的達成のため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 女性の抱える問題の相談・支援事業
- ② 女性のためのシェルター（緊急一時保護）の運営に関する事業
- ③ 女性のためのカウンセリング
- ④ 講演会、講座、学習会等の企画・運営事業
- ⑤ 女性問題に関する自主・自助グループ等の支援事業
- ⑥ 子どもの健全育成を図る事業
- ⑦ その他目的達成のために必要な事業

第 3 章 会 員

(会員の範囲)

第6条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した者をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第7条 会員として入会しようとする者は、規定の会費を納入するものとする。

(会費等)

第8条 会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

2 既に納入した会費等はこれを返還しない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、退会しようとするときは、書面もしくは口頭により退会届を提出しなければならない。

(戒告及び除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て戒告し、又は除名することができる。

(1) 本会の目的を妨げ又は妨げようとする行為があったとき

(2) 会費の納入を怠り、催告を受けた後、1年を経過してもなお支払わないとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、必要に応じて弁明の機会を与えなければならない。

(氏名及び住所等の変更届)

第11条 会員は、氏名、住所の変更があったときは、遅滞なく本会事務所に届けなければならない。

第 4 章 役 員

(役員の種類)

第12条 本会に役員を置く。

(1) 理事 5名以上15名以内

(2) 監事 2名

2 理事の互選により代表1人を選出する。

(役員選挙)

第13条 本会の役員は、総会において承認を受ける。ただし、総会前に役員選考委員会を設け、役員を選出する。

2 監事は、理事又は職員と兼ねることはできない。

(理事の職務)

第14条 代表は本会を代表し会務を総括する。

2 理事は、活動の運営にあたる。

3 監事は、本会の会務及び会計を監査し、その監査の結果を毎年、総会に報告するものとする。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、後任者が就任するまでの間、前任者はその職務を遂行する。

第 5 章 会 議

(会議の種類)

第16条 会議を分けて総会及び理事会議とする。

第17条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2か月以内に代表が招集する。

3. 臨時総会は、理事会議が必要と認めた時並びに会員の5分の1以上が総会の招集を請求するとき代表が招集する。

(総会の議決事項)

第18条 総会は会員を以て構成する。

第19条 次に掲げる事項は、総会の議決又は承認を得なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び活動決算
- (4) 役員の選任および解任
- (5) 解散
- (6) 会費の額
- (7) その他代表及び理事会議が必要と認めた事項

(総会の議事)

第20条 総会の議長は出席した会員の中から互選するものとする。

2 総会の議決及び承諾は、この定款に別に定めるものの他・出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。

3 総会の議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名及び代表理事が記名、押印又は署名しなければならない。

(総会の定足数)

第21条 総会は、会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)がなければ開会することができない。

(総会の書面表決)

第22条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合は、その会員は出席したものとみなす。

(総会の招集)

第23条 総会の招集は少なくとも開会の日時より5日前までに、開会の日時、場所及び審議事項を本会機関紙に掲載して通知する。ただし、別段の方法によることができる。

(理事会議)

第24条 理事会議は、理事をもって構成し、月1回定例開催とする。

2 代表及び理事の過半数が理事会議の開催を請求した場合は、随時開催する。

(理事の議決事項)

第25条 次に掲げる事項は、理事会議の議決を経なければならない。

- (1) 総会の招集及びこれに提出すべき議案
- (2) 会務運営及び事業執行に関する事項
- (3) その他代表が必要と認めた事項

第26条 監事は、理事会議に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第27条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、職員を置くことができる。

3 職員は理事の承認を得て代表が任命する。

4 職員の事務分掌、給与および執務に関し必要な事項は、代表が理事会議の議決を経て定める。

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、会費、寄付金及びその他の収入によるものとする。

(資産の管理)

第29条 資産は、代表がこれを管理し、その方法は総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第30条 本会の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び活動予算)

第31条 本会の事業計画案及びこれに伴う活動予算案は、代表が作成し、毎事業年度開始前に理事会議の議決を経なければならない。

2 前項の規定による理事の議決を得た事業計画案及び活動予算案は、その事業年度開始後最初の総会の承認を得なければならない。

3 総会で事業計画案及び活動予算案の変更が議決された場合は、その変更の方針に従って、総会終了後速やかに、代表が事業計画案及び活動予算案を変更し、理事の議決を経るものとする。ただし、総会の再度の承認は必要としない。

4 代表は、前項の変更された事業計画及び活動予算を、その事業年度終了後の総会に報告することとする。

5 本会は、第2項の総会の承認を得るまでの間は、第19条の規定にかかわらず、本条第1項の理事会議が議決した事業計画案及び活動予算案をもって、事業を行うものとする。

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第 7 章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

(定款の変更)

第33条 この定款は、総会において出席した会員の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。また、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第34条 本会は、法令の規定によるほか、総会において会員総数の3分の2以上の同意を得て解散するものとする。

第 8 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第35条 本会の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 9 章 雑 則

(細則及び規程)

第36条 この定款に定めるもののほか、定款の施行に関して必要な事項は、理事の議決により細則又は規程をもって別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初のスタッフは、次に掲げるものとする。

代 表 荻野 茂子

運営スタッフ 栢澤 アイ子

運営スタッフ 木内 美知子

同 小林 幸子

同 田中 真由美

同 鳥越 由紀子

同 渡辺 睦子

監査スタッフ 田口 菖子

同 諏訪 祐子

- 3 この会の設立当初のスタッフの任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2003年12月31日までとする。
- 4 この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第19条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この会の設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、成立の日から2002年12月31日までとする。
- 6 この会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 半期1口2000円(何口でも可)

7 この定款は、定款変更認証の日(平成 年 月 日)から施行する。

政務活動費領収書台帳

会派名 民成クラブ	氏名 五十嵐良一	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 21
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 会費	政務活動費充当金額 7,000 円	精算年月日 R5・4・28		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

○

↑

穴あけ注意

↓

○

領収証

長岡市議会議員
五十嵐良一様

No.

令和5年4月26日

金額							
			7	0	0	0	-

内
消費税等

但新潟日報政経懇話会会長岡金
上記正に領収いたしました

現金					
小切手					

HISAGO #778

新潟日報政経懇話会会長岡金

※書類は、重ならないように貼付すること。

新潟日報政経懇話会

新潟日報政経懇話会とは？

新潟日報政経懇話会は、県内各界の強い要望により1968年（昭和43年）、国際・中央・地方の情勢を的確に提供するため、新潟市を中心に会員制懇話会として設立されました。以後、上越、長岡にも広がり、現在3会場合わせて約350人にご入会いただいております。

月に1回の例会では、政治・経済・文化など各分野の一流講師を招き、ご講演いただいております。現代社会において、増大する情報の背景や、ニュースとなる以前の動きなどを学んでいます。

気になる事象に深く鋭く迫る・・・臨場感あふれる「ここだけの話」がご好評を得ています。

活動の概要・会費について

- 会費は月額7,000円です（税込み・昼食代などを含む。半期6カ月分または通期12カ月分前納していただきます）。
- 法人、個人ともに入会でき、代理出席も可能です。
- 例会は月に1度、新潟・長岡・上越各市のホテルで開催しております（昼食付）。
- 世界のニュースを素早くキャッチし、新聞とは別の角度で真相・深層をとらえた情報小冊子「政経週報」を毎週お送りします（全国政経事務局から直送）。
- 「プレジデント」（月2回）を進呈します（プレジデント社から直送）。

入会方法

下記の入会申込書にご記入の上、下記事務局まで郵送・FAX・メール添付のいずれかでお送りください。

[入会申込書 \(PDF/163KB\)](#)

お問い合わせ・入会お申し込み

新潟日報政経懇話会事務局（新潟日报社ふれあい事業部内）

〒950-8535 新潟市中央区万代3-1-1

Tel : 025-385-7144

Fax : 025-385-7446

E-mail : seikon-ni@niigata-nippo.co.jp

[会社案内](#) [採用情報](#) [広告のご案内](#) [ご意見・お問い合わせ](#)

[著作権について](#) [プライバシーポリシー](#) [利用規約](#) [特定商取引法に基づく表示](#) [ヘルプ](#)

本サイトに掲載の記事・写真・動画など、一切の無断転載を禁じます。すべての著作権は新潟日报社ならびにニュース配信元である通信社、情報提供者に帰属します。

© The Niigata Nippo

政務活動費領収書台帳

会派名 民成クラブ	氏名 五十嵐良一	代表者印 	経理責任者印 	台帳No 2-2
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料費 <input type="checkbox"/> 情報通信費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 事務費				
摘要 ガソリン代	政務活動費充当金額 7545 円	精算年月日 R5. 4. 28		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

穴あけ注意

<p>五十嵐良一</p> <p>政府による燃料油価格激変緩和補助金が 発動された場合、本価格に含まれます。</p> <p> 印刷税申告納 http://www.enexfleet.com 付につき東淀川 納品書(領収書) 税務署承認済 349206</p> <p>長岡店 TEL 0258-23-0151 エネクスフリード株式会社 大阪府大阪市淀川区西宮原2-1-3</p> <p>売上 2023年 4月 2日 10:25 ウエ 様 エネフリ</p> <p>レギュラーガソリン P-8(内) 20.14L 0153.0 3081円 (内、会員様値引 -84.0 -81円)</p> <p>合計 3,081円 (内、消費税等(10.00%) 280円) (内、P支払可能金額 3,081円)</p>	<p>五十嵐良一</p> <p>政府による燃料油価格激変緩和補助金が 発動された場合、本価格に含まれます。</p> <p> 印刷税申告納 http://www.enexfleet.com 付につき東淀川 納品書(領収書) 税務署承認済 349206</p> <p>長岡店 TEL 0258-23-0151 エネクスフリード株式会社 大阪府大阪市淀川区西宮原2-1-3</p> <p>売上 2023年 4月 9日 13:06 ウエ 様 エネフリ</p> <p>レギュラーガソリン P-2(内) 10.66L 0153.0 1631円 (内、会員様値引 -84.0 -43円)</p> <p>合計 1,631円 (内、消費税等(10.00%) 148円) (内、P支払可能金額 1,631円)</p>	<p>五十嵐良一</p> <p>政府による燃料油価格激変緩和補助金が 発動された場合、本価格に含まれます。</p> <p> 印刷税申告納 http://www.enexfleet.com 付につき東淀川 納品書(領収書) 税務署承認済 349206</p> <p>長岡店 TEL 0258-23-0151 エネクスフリード株式会社 大阪府大阪市淀川区西宮原2-1-3</p> <p>売上 2023年 4月13日 14:34 ウエ 様 エネフリ</p> <p>レギュラーガソリン P-14(内) 10.15L 0153.0 1553円 (内、会員様値引 -84.0 -41円)</p> <p>合計 1,553円 (内、消費税等(10.00%) 141円) (内、P支払可能金額 1,553円)</p>
--	--	---

$3081 \times \frac{3}{4} = 2310.75$
 $= 2310-$

$1631 \times \frac{3}{4} = 1223.25$
 $= 1223-$

$1553 \times \frac{3}{4} = 1164.75$
 $= 1164-$

※書類は、重ならないように貼付すること。

五十嵐良一

政府による燃料油価格激変緩和補助金が
発動された場合、本価格に含まれます。



納品書(領収書)

印紙税申告納
付につき東淀川
税務署承認済

349206

長岡店

TEL 0258-23-0151
エネクスフリース株式会社
大阪府大阪市淀川区西宮原2-1-3

売上

2023年 4月15日
11:14

ウエ 様
エネプリ

レギュラーガソリン P-14(内)
9.03L 0153.0 1382円
(内、会員様値引 -84.0 -36円)

合計 1,382円
(内、消費税等(10.00%) 126円)
(内、P支払可能金額 1,382円)

五十嵐良一

政府による燃料油価格激変緩和補助金が
発動された場合、本価格に含まれます。



納品書(領収書)

印紙税申告納
付につき東淀川
税務署承認済

349206

長岡店

TEL 0258-23-0151
エネクスフリース株式会社
大阪府大阪市淀川区西宮原2-1-3

売上

2023年 4月26日
13:57

ウエ 様
エネプリ

レギュラーガソリン P-11(内)
15.79L 0153.0 2416円
(内、会員様値引 -84.0 -63円)

合計 2,416円
(内、消費税等(10.00%) 220円)
(内、P支払可能金額 2,416円)

$$1382 \times \frac{3}{4} = 1036.5$$
$$\approx 1036-$$

$$2416 \times \frac{3}{4} = 1812-$$

政務活動費領収書台帳

会派名 民成クラブ	氏名 五十嵐良一	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 2-3
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 印刷代	政務活動費充当金額 55527 円	精算年月日 R5・4・28		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

No. _____

領 収 書

五十嵐良一 様

金額	¥ 63,800-
----	-----------

但し長三封筒 5,000枚 代金



上記金額正に領収致しました

R5年 4月 28日

現 金
小 切 手
振 込
手 形
相 殺

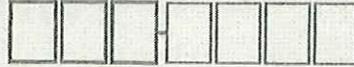
有限会社 めぐみ工 

代表取締役 丸山 恵 様

長岡市千場1丁目2番17号
電話 32-7427代

63800円の内 55527円を政務活動費に充当する。

※書類は、重ならないように貼付すること。



長岡市議会議員

い か らし りょう いち

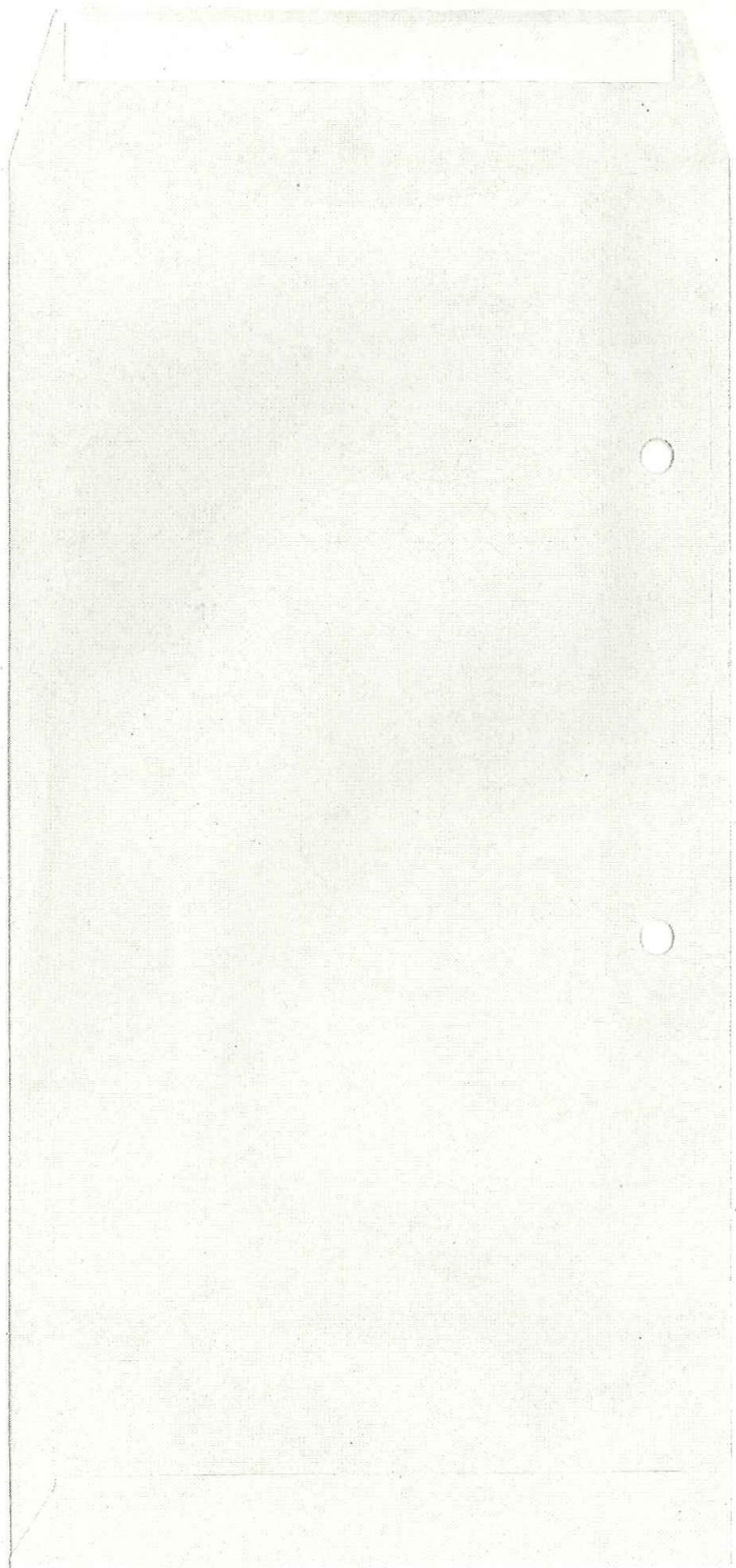
五十嵐良一 事務所

〒940-1151 新潟県長岡市三和1丁目1番2号

TEL:0258-36-0423 FAX:0258-36-0704

メールアドレス

自宅：〒947-0205 新潟県長岡市山古志虫亀3998



政務活動費領収書台帳

会派名 民成クラブ	氏名 小坂井和夫	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 1-4
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 書籍代	政務活動費充当金額 2,200円	精算年月日 R5.4.28		

領収書等貼付欄

amazon.co.jp

小坂井和夫

注文番号250-1158247-6218208の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2023年4月2日
注文日: 2023年4月2日
Amazon.co.jp 注文番号: 250-1158247-6218208
ご請求額: ¥4,400

様

2023年4月2日に発送済み

注文商品

価格

コンディション: 新品
1点 闘う舞踊団, 金森穂
販売: アマゾンジャパン合同会社

¥2,200

コンディション: 新品

お届け先住所:
小坂井和夫
940-0004
新潟県 長岡市高見町3585

配送方法:
お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

Visa 下4桁

請求先住所:

小坂井和夫
940-0004
新潟県 長岡市高見町3585

商品の小計: ¥4,400

配送料・手数料: ¥0

注文合計: ¥4,400

ご請求額: ¥4,400

クレジットカードへの請求

Visa(下4けたが): 2023年4月2日: ¥4,400

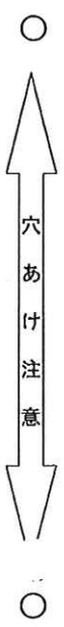
注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

政務活動費領収書台帳

会派名 民成クラブ	氏名 小坂井和夫	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 1-5
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 書籍代	政務活動費充当金額 650,-円	精算年月日 R5.4.28		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの



Daily
YAMAZAKI
ヤマザキ

小坂井和夫
長岡宝3丁目店 0258-25-1877
新潟県長岡市宝3-2-15

2023年 4月28日(金) 9:16

領 収 証

財界にいがた	¥650
合 計	¥650
(内税10.00%対象額)	¥650)
(内消費税等)	¥59)

◇お買上明細は、上記の通りです。

お 預 り	¥700
お 釣	¥50

印 1-9180-03 責No. XXXXXXXXXX

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 民成クラブ	氏名 小坂井和夫	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 1-6
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 薪庫代	政務活動費充当金額 3,400円	精算年月日 R5.4.28		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

2023年4月分 領収証 発証No. -202304-1(J)

小坂井 和夫様

4月28日領収

銘柄	部数	金額
※新潟日報	1	3,400*

合計金額
¥3,400*
(8%対象 3,400円)
<small>(消費税込み)</small>

※は軽減税率対象

上記金額正に領収致しました

ご購入ありがとうございます。

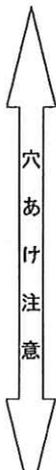
(有) 頓所新聞店

長岡市高見町1-1
TEL 24-3834番
FAX 24-9020番



新潟日報
朝日新聞
読売新聞
毎日新聞
日本経済新聞
日刊スポーツ
スポーツニッポン
他スポーツ

○



○

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 民成クラブ	氏名 民成クラブ	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. /
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input checked="" type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 タブレット端末通信料 (令和5年度4月分)	政務活動費充当金額 3726 円	精算年月日 R5 . 4 . 28		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

本通信料については、充当額3/4以内の適用除外であるもの



長岡市
領収書

民成クラブ 様
令和5年度 番号 0021925-001 令和5年度タブレット端末に係る通信料(4月分 2人分)
金額 ¥3,726 円

上記金額を受け取りました。
長岡市会計管理者
(納入者用)

領収日付印欄 6 出納 5.4.14 第四北越 長岡市役所
--

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 民成クラブ	氏名 小坂井 和夫	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 1-7
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input checked="" type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 パソコン環境設定	政務活動費充当金額 16,500 円	精算年月日 R5 . 4 . 28		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

領 収 書

2023 年 4 月 3 日発行

小坂井 和夫

様

有限会社 エヌビ

〒 949-5341

新潟県長岡市小国町

小栗山



下記のとおり領収いたしました。

TEL. 0258-41-9301

FAX. 0258-95-5289

日付	項目	数量	単価	金額	備考
2023/4/3	インターネット環境の再設定・改善	1	20,000	20,000	

* $\frac{3}{4} = 16,500$

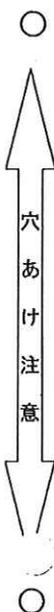
小 計 ¥	20,000
消 費 税 ¥	2,000
送 料 ¥	
手 数 料 ¥	
値 引 ¥	
合 計 金 額 ¥	22,000

政務活動費領収書台帳

会派名 民成クラブ	氏名 小坂井和夫	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 1-1
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 コピ機リース代	政務活動費充当金額 11,385.- 円	精算年月日 R5 . 4 . 28		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの



SHARP

領収証

領収証番号 3D10386

発行日 2023年 4月 10日

ごさかい事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥15,180
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

※金額 = 11,385.-

印紙税申告納
付につき建町
税務署承認済

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー
シャープファイナンス株式会社



※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 民成クラブ	氏名 小坂井和夫	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 1-2
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 ITセ-機チャージ代	政務活動費充当金額 4,125,-円	精算年月日 R5 . 4 . 28		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

得意先コード

小坂井和夫 様

金額

上記金額の内「消費税及び特別地方消費税」¥500

上記金額正に領収しました。

内訳	区分	金額	期日	摘要
現金	01	5,500		ITセ-機チャージ代
小切手	01			(47分)
振込	02			
手形	03			
相殺	04			
その他	09			

領収証

2023年4月27日

$\times \frac{3}{4} = 4,125,-$

収入印紙

印紙税は消費税分控除後の金額に対する課税相当額

— OA機器 印刷機の総合商社 —

株式会社 **ナカタイ**

〒940-2121 長岡市豊原町458-1
TEL (0258) 28-6066(代)
FAX (0258) 28-5054

穴あけ注意

※書類は、重ならないように貼付すること。